

下田臨海実験センター細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第50条第4項の規定に基づき、下田臨海実験センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、臨海実験施設を適切に管理し、沿岸海域に係る生物科学、地球科学等に関する研究及び実習教育の場として機能することにより、筑波大学における海洋に関連する学術的及び総合的な研究並びに基礎的な教育の発展に寄与することを目的とする。

(運営委員会)

第3条 センターに置く運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織の新設及び改廃の発議に関すること。
- (2) 組織の運営及び施設の管理に関すること。
- (3) 教員人事に関すること。
- (4) その他センター長が必要と認める事項

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センターの長（以下「センター長」という。）
- (2) センターの維持運営に係る大学教員のうちからセンター長が指名する者 2人
- (3) 生命環境系の生物科学専攻長の推薦に基づきセンター長が委嘱する大学教員 2人
- (4) 生命環境学群の生物学類長の推薦に基づきセンター長が委嘱する大学教員 1人
- (5) 生命環境系長の推薦に基づきセンター長が委嘱する大学教員 2人

3 委員（前項第1号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、研究推進部研究企画課が行う。

(マリンバイオ共同推進機構)

第7条 センターに、海洋生物学分野の共同利用及び共同研究を推進するため、マリンバイオ共同推進機構（次項において「JAMBIO」という。）を置く。

2 JAMBIOの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この部局細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日下田臨海実験センター部局細則第1号）

この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。